新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付

償還（借りたお金を返すこと）について

償還（借りたお金を返すこと）の書類は、東京都社会福祉協議会から郵送しています。
必ず封筒を開封のうえ、内容をご確認ください。

◆償還（借りたお金を返すこと）に関するご相談は、下記へご相談ください。

＊東京都社会福祉協議会　特例貸付事務センター

＊℡：03-6261-4335（受付時間：平日 9：30～17：30）

＊https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html#news

※対応言語：日本語,English,中文（簡）,Tiếng Việt,한국,Tagalog,မြန်မာဘာသာ,नेपाली

◆償還（借りたお金を返すこと）

令和 4 年（2022 年）3 月末までに貸付の申請をした緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）は、令和 5 年（2023 年）1 月から償還（借りたお金を返すこと）が始まります。

口座振替（自動引落とし）によって償還する場合、毎月 27 日に引き落としを行います。

【口座の届け出がない場合】

払込取扱票により、コンビニからお支払いいただきます。払込取扱票は毎月翌月の分を送付します。

◆償還免除（返す必要がなくなる）　住民税非課税の場合

令和 4 年（2022 年）に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金の 1 カ月目～3カ月目」です。令和 3 年度（2021 年度）または、令和 4 年度（2022 年度）に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を支払う必要がない）」であると、償還免除となります。

償還免除の申請は、令和 5 年 3 月末まで申請を受け付けています。

◆償還免除（返す必要がなくなる）　住民税非課税以外の場合

国の決めた要件に当てはまる状況になった場合、貸付金の全部または一部が「償還免除（返す必要がなくなる）」になる可能性があります。

◆償還（借りたお金を返すこと）が難しいとき

償還が難しいときは相談してください。生活の状況などをお聞きして、償還猶予（返すことを待ってもらう）や月額を減らすなどの方法をご案内できることがあります。

詳しくは、東京都社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html#news